

# 札幌 BJK オークション規約



運営 BJK 株式会社

# 札幌 BJK オークション 規約

2019年1月11日改定

## 第1条 (規約の目的)

本規約は札幌 BJK オークション (以下「本オークション」という) 事業を開催するに当たり、手続き方法等を定めたもので当オークションの円滑な運営を図ることを目的とする。当規約は本オークションのみに適用される。

## 第2条 (名称)

当オークションの名称を「札幌 BJK オークション」と称する。

別途、オークション当日各々下記の呼称にて呼ぶ。

- (1) 宝石、時計、貴金属を扱うとき、「宝石・時計オークション」
- (2) ブランドバッグを扱うとき、「ブランドオークション」
- (3) 骨董・美術・刀剣を扱うとき、「骨董・美術・刀剣オークション」
- (4) きもの・毛皮・贈答品を扱うとき、「きもの・毛皮オークション」
- (5) 大会の時は、各々「宝石・時計大会」「ブランド大会」「骨董・美術・刀剣大会」「きもの・毛皮大会」と呼ぶ。

## 第3条 (本オークションの目的)

本オークションは次の事項を目的とする。

- (1) 時計宝飾品類、ブランドバッグ・アパレル・皮革製品類、骨董美術刀剣類、きもの毛皮類の売買。
- (2) 時計宝飾品類、ブランドバッグ・アパレル・皮革製品類、骨董美術刀剣類、きもの毛皮類の相場情報の提供。

## 第4条 (運営)

本オークションは本規約のほか、別途定める運用規定に基づき BJK 株式会社が運営を行う。

## 第5条 (所在地)

本オークションは、北海道札幌市南7条西6丁目289-6 カンエイビル1階にその本拠を置くものとする。

## 第6条 (事務局)

本オークションの事務局は、BJK 株式会社内に設置する。

## 第7条 (開催日時)

本オークションの開催日時は、あらかじめ主催者が指定した日時とする。ただし、主催者の都合などにより変更する場合は、変更開催日時を定め、事前にその旨を会員に通知する。

#### **第8条（開催場所）**

本オークションの開催場所は、本オークション所在地の会場で行う。ただし変更がある場合はあらかじめ変更場所を定め、事前にその旨を会員に通知する。

#### **第9条（参加資格）**

本オークションに参加するには、主催者が定める会員資格を有する者（以下、「会員」という）とする。

本オークションの会員資格は次の通りとする。

- （1） 所轄の公安委員会交付の古物商許可証を有し、本規約及び運用規定を順守してオークションでの公正な販売、購入をする者とする。
- （2） 主催者が要請する必要書類を提出し、入会審査に合格しなければならない。  
ただし総合的に勘案して、入会をおことわりする場合がある。
- （3） 常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていないなければならない。

#### **第10条（入会金）**

会員は、入会時に主催者の定めた方法により本オークションの入会金を支払わなければならない。なお、入会金は、途中退会などいかなる理由でも返金しないものとする。ただし、当面の間、入会金は無料とする。

#### **第11条（年会費）**

会員は、主催者の定めた方法により本オークションへの年会費を支払わなければならない。ただし、当面の間、年会費は無料とする。

#### **第12条（参加費）**

会員は、主催者の定めた方法により本オークションへの参加費を支払わなければならない。

#### **第13条（手数料）**

会員は、主催者の定めた方法により手数料を支払わなければならない。（運用規定参照）

#### **第14条（会場利用）**

- （1） 会場利用には、主催者の許可を必要とする。
- （2） 来場の際は、**1階で受付**を済ませ必ず**当社指定の名札**を着用すること。
- （3） 古物商許可証を携帯し、警察または主催者の要請があるときはこれを提示しなければならない。

#### **第15条（禁止事項）**

会員は以下の行為をしてはならない。

- (1) 会員以外の者を本オークションに参加させること。
- (2) 下見および本オークション中に本オークションを介さない会員間の直接取引および決済。
- (3) 不正品、及びその疑いのある商品を出品すること。
- (4) その他、本オークションの規約、運用規定に定める条項に違反すること。

#### **第16条（参加制限）**

主催者は、次の事項に該当した会員の本オークションへの参加を制限することができる。

- (1) 当該会員の支払い責務が規定の日までに決済されないとき。
- (2) 前条に規定する行為を行ったとき。

#### **第17条（クレーム及びトラブルの処理）**

- (1) 本オークション終了後、買主から落札商品の品質および機能動作についてのクレーム申告があった場合、または落札商品の不良品および盗難品、遺失物の疑いがあった場合、主催者の判断に基づいて、出品会員、落札会員双方の調停処理、または裁定を行う。
- (2) 裁定の結果については、出品会員、落札会員双方ともこれに従わなければならない。
- (3) 裁定の結果、落札会員から出品会員に商材が返却された場合、主催者は原則として出品者に出品手数料は返金しないものとする。
- (4) 上記クレームおよびトラブルの処理に関して、主催者は会員以外の第三者との交渉は一切受け付けないものとする。
- (5) 本オークション終了後、落札商材が盗難品および遺失物の疑いがあった場合、監督各官庁の判断及び、法令の定めるところに従い、主催者と出品者および買主双方は協力して解決にあたる義務を負うものとする。

#### **第18条（品位の保持）**

会員は社会道徳を重んじ、次の行為を慎み、会員に相応しい行状の保持をしなければならない。

- (1) 財産的秩序に反する行為。
- (2) 倫理的秩序に反する行為。
- (3) 自由や人権を外する行為。
- (4) その他、社会的相当性のない公序良俗に反する行為。

#### **第19条（反社会的勢力の排除）**

会員は、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、役員・実質経営者が反社会的勢力である者および反社会的勢力であった者、その他前各号に準ずるもの（以下これらを「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- (1) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金などを提供し、または便宜を供与するするなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関係を有すること。
- (5) 反社会的勢力であることを知りながら関係を有すること。
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (7) 訪問買取に於いて。特定商取引法に違反して押し買い等をしていること。

#### **第 19 条 (強制退会)**

会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、主催者の判断で当該会員を別段の催告を要せず即時強制退会させることができる。また、この場合会員は、異議申し立てができないものとする。

- (1) 当オークションの運営上、著しく支障をきたす行為を犯したとき。
- (2) 暴力的な言動や、法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。
- (3) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 第三者から強制執行を受けたとき。
- (5) 破産・民事再生、または会社更生等の事由が認められたとき。
- (6) 信用の悪化等、上記各号に類する相当の事由が認められたとき。
- (7) 本規約の各条項に違反した行為があったとき、または前各号に準ずる行為があったとき。

#### **第 20 条 (任意退会)**

会員は 1 か月前の予告を持って任意に退会することができる。この場合、会員は主催者に対し書面にて届け出るものとし、主催者が書面を受理した月の末日をもって退会できるものとする。但し、会員に決済未完了の商材引き取り、主催者に対する債務などが存在する場合は、主催者は退会届の受理を留保することができ、この場合退会は認めない。

#### **第 21 条 (免責事項)**

- (1) オークションの中断、中止により参加者が被る一切の損害。
- (2) 天変地異、暴動、その他不可抗力等、本オークションの責によらない出品物および落札物の破損、滅失。

#### **第 22 条 (情報利用)**

本オークションの取引データ、会員情報は、相場の分析および本オークション改善等に役立てるため、当社グループで使用致します。

#### **第 23 条 (規約、運用規定の改訂)**

諸般の情報の変化により、本規約、および運用規定の改訂を主催者が必要と判断した場合、随時任意に改訂し、会員に BJK ホームページ上または郵送にて随時通知致します。

## 附則

本規約は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

平成 28 年 2 月 1 日 制定

平成 29 年 8 月 1 日 改訂

平成 31 年 1 月 11 日 改訂

別紙：**運用規定**も合わせてお読みください。  
運用上の細かい内容が記載されています。  
改訂が必要と判断した場合、随時任意に改訂し、  
**BJK** ホームページ又は郵送にて通知致します。

